

經濟論叢

第七十五卷 第四號

經濟學をいかに學ぶか

- 現代の經濟學と古典……………青山秀夫……(2)
- 經濟學の歴史的研究の意義……………出口勇藏……(9)
- 經濟法則の認識について……………吉村達次……(25)
- 會計學的觀點と會計學的思考……………酒井文雄……(35)
- 一八三〇年イギリス下院の階級構成……………佐藤明……(55)
- ドイツ帝國主義と「結集政策」……………大野英二……(74)
- ドイツ共和民主國における經濟發展……………金鍾碩……(93)
- 公有林野統一に現れた絶對主義的經濟政策の特質
……………鶴嶋雪嶺……(114)
- ロック・ウッド著 日本經濟の發展(1868—1938)
……………堀江保藏……(130)

[昭和三十年四月]

京都大學經濟學會

ドイツ帝國主義と「結集政策」

— 艦隊政策と諸階級 —

大野 英 二

まえおき

一九世紀と二〇世紀の交のドイツ帝國主義の内政の基本線は、「結集政策」(Sammlungspolitik)によりあたえられた。一八七九年の「鐵と穀物」とのための保護關稅により生みだされた農工同盟も、カプリーヴィの「新航路」の經濟政策により解體の危機に直面していたが、社會民主黨や労働組合に組織される労働者階級の急速な成長をまえにして、いま再び編成されるにいたつた。すなわち、農業保護關稅の引上げにより艦隊政策の財政的基根を創出し、かくして再編せられる農工同盟により労働者階級にたいする防波堤をきざきあげようとしたのである。この獨占資本のエンカーとの結集政策にたいして、諸階級がいかなる對應のしかたを示したか、これを艦隊政策の展開をめぐる階級闘争に焦點を絞つて考察してみよう。

(1) 拙稿「ドイツ帝國主義と經濟政策」經濟論叢第七十三卷

(2) Vgl. Eckart Kehr, *Schichtfortenbau und Parteipolitik* 18

George W. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914, 1961,
Bd. I, S. 412. 拙稿前掲論文「頁四四」拙稿「ハルガル
テン」一九一四年以前の帝國主義」經濟評論一九五四

四月號、頁一七六—八參照。cf. Paul M. Sweezy, The
Present as History, 1953, pp. 100—1. 都留重人監譯頁一
二〇參照。

一 艦隊政策と世界分割闘争

ドイツ艦隊政策の基本線を定めたものは、九八年の第一次艦隊法および一九〇〇年の第二次艦隊法であり、その展開は獨英關係の緊迫とかく結びついていた。ところで、この緊迫の本質を理解するためには、わけても二つの點をおさえることが決定的に重要である。一つは、いうまでもなく、先進イギリスの「工業獨占」がドイツをはじめアメリカ合衆國やフランスの競争によりうち破られ、その「世界の工場」としての地位がゆるがされた點にある。が、そのみではなく、さらにいま一つの點か加わつてはじめて獨英關係の緊迫が大きく浮びあがつてきた。それは、ドイツ帝國主義の本格的發展にともない、イギリス帝國主義の要石をなす「植民地獨占」がほりくずされようとしたことである。自由貿易の祖國イギリスに、「公正な貿易」という假面をかぶつた保護貿易運動³⁾があらわれたのは、八一年の國民公正貿易連盟(National Fair Trade League)の創立を起點としてゐる。この運動は、さしあつてはイギリス砂糖工業により主導せられ、わけてもフランス・オーストリー・ハンガリー・ベルギー・ドイツの砂糖にたいする國家の輸出奨励金政策に對抗しようとしたのである。その後、八〇年代中葉にいたり、運動の主導力は砂糖工業からシェンフィールドやパーミムガムの鐵鋼業にうつり、それとともに、ドイツとアメリカ合衆國とはじめてイギリスの「工業獨占」にたいする最も主要な挑戦者と目されるにいたつた。しかしながら、この運動

も、また、特惠關稅により母國と植民地とを緊密に接合しようとした連合帝國貿易連盟 (United Empire Trade League) の運動も、まだドイツのみに攻撃を集中してはなかつた。ドイツのみがイギリスの敵と目されるにいたつたのは、ドイツ帝國主義の本格的發展にともない、イギリス帝國主義の「植民地獨占」すら脅かされにいたつた「トランスヴァール危機」以降である。すでに八四年の植民地創設 (南西アフリカ・トーゴ・カメルン・ニューギニア) を起點として、ドイツ帝國主義は世界分割鬭争へ進出していたか、八六年の獨英佛アフリカ協定や九〇年の獨英東アフリカ協定により、植民地分割にかんする獨英協調が維持されていた。しかしながら、九五年のボスボルス問題・サモア問題わけでもトラスヴァール問題を契機に、獨英協調の限界が明らかになり、世界分割をめぐる獨英の鬭争の激化は、イギリスの「工業獨占」をうち破る經濟的競争を決定的にたゞドイツにのみ一方的にむけられるアジテーションに轉化する直接の契機となつた。九六年一月三―五日のクリューガー電報事件を契機に、大部分がセル・ローズ (Cecil Rhodes) の影響下にあつたイギリスの新聞は急旋回して、ドイツをイギリスの仇敵としてぶちまくり、ついに對獨戰の叫びすら燃えあがつてきたのである。この獨英關係の政治的―經濟的緊迫によりはじめて、ドイツの艦隊政策の主導者に、その企圖を實現するためにまたとない好機があたえられた。

「ドイツ帝國は世界帝國となつた。地の果ていたるところに幾千人ものわが同胞が住んでいる。ドイツの財貨・ドイツの知識・ドイツの勤勞は大洋をこえてゆく。諸君、このヨリ大いなるドイツ帝國をもしつかりとわが母國に接合するために私を輔佐することこそ、諸君の最も重大な責務である」と。この九六年一月一八日のカイザーの「世界政策」 (Weltpolitik) への最初の宣言にひきつづいて、汎ドイツ連盟 (Alldeutscher Verband) の主導のもとに、艦隊増強のための新聞や集會によるアジテーションが展開され、いまここにドイツの艦隊政策が大きく浮

びあかつてきた。

- (1) Vgl. Rudolf Stadelmann, Deutschland und Westeuropa. III Die Epoche der deutsch-englischen Flottenrivalität, 1948. SS. 85~146. 山崎重雄「ドイツ世界政策の一轉機」西洋史學一九五四年 XXIII 頁一。

- (2) エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の狀態」(一八九二年ドイツ語第二版)の序論) マルクス「エンゲルス選集邦譯補卷 2, 頁四八八~五〇二, およびレーニン「帝國主義論」レーニン二卷選集, 邦譯第一卷 VI, 頁二〇〇~一, 参照。

- (3) エンゲルス「保護關稅と自由貿易」(マルクス「自由貿易問題」英譯版序文) マルクス「エンゲルス選集」邦譯第二卷下, 頁四二三参照。

- (4) Angelika Banze, Die deutsch-englische Wirtschaftsrivalität. Historische Studien, Heft 274, 1935, S. 23. 文中にはこの經濟的競争それ自體は獨英關係の緊迫を招来しなかつ

二 艦隊政策の物質的基礎

では、艦隊政策を最も強力におしすすめる原動力となつたドイツ國內の要因はなにか。これを、艦隊政策から直接的な經濟的利益を抽出する要因の分析により、明らかにしてあげよう。

たことを論證しようとする。その場合、「この研究が意識的に限定している商工業における競争を並んで、植民政策や鐵道建設・金融政策や借款政策・それゆえに、もはや純粹に經濟的ではなく經濟的利益と權力政治的傾向とが切り離されない領域に、別の種類の經濟的競争がある」(Ibid. SS. 95~6)、「經濟的競争」(commercial rivalry, Wirtschaftsrivalität) の概念を前者にのみ局限する。この見地からは「帝國主義の時代の「經濟的競争」の特質を把握することはできない。

- (5) A. Banze, S. 37
- (6) Vgl. G. W. F. Hallgarten, *Ibid.* Bd. I, SS. 328~30.
- (7) Vgl. A. Banze, *Ibid.* SS. 40~5u. Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, 1896, S. 186.
- (8) Schulthess, *Ibid.* S. 13.
- (9) Schulthess, *Ibid.* S. 23.

〔I〕 海軍用火薬は一九〇〇年ごろ年間一〇〇萬マルク需要され、その大部分は、シャーンハウゼン銀行と結合する合同ケルン¹⁾ロットツイラー火薬製造株式會社により獨占的に供給されていた。²⁾ 艦隊用燃料としての石炭供給を考察する場合、ライン³⁾ヴェストファーレン石炭シンジケートの壓倒的な權力的地位がきわだつてゐる。海軍用炭の供給はイギリスの獨占するところであつたが、七〇年代にいたりルール鑛山業は鐵道賃率政策を援用してイギリス炭の驅逐に成功した。キルドルフ (E. Kirdorf) の主導する石炭輸出組合の壓力により七七年に海軍はイギリス炭からドイツ炭の使用へ切替えるにいたつたのである。しかもさらに、鑛山業の獨占形成にともない、ルールは海軍に獨占價格すらおしつげるにいたつた。イギリス炭の再使用によりルールをおさえようとする企圖も挫折して、海軍はライン⁴⁾ヴェストファーレン石炭シンジケートの規制に服し、九七年以降は世界市場價格を遙かに上廻る價格でルール炭を購入していた。ここに、獨占資本にたいする國家權力の從屬をみとめることができる。〔II〕 装甲板と大砲の供給は、クルップとシントウームとにより完全に獨占されていた。シントウームはすでに七六年以降、クルップもまた九〇年以降、装甲板生産に従事し、價格の五〇%に及ぶ獨占利潤を收奪して、約二〇年間に六、一三〇萬マルクを海軍用装甲板で備けたといふ。⁵⁾ 中央黨ミニラー (Miller-Fulda) の政府にたいする質問によれば、兩社は、アメリカ海軍には装甲板トンあたり一九二〇マルクで供給してゐるのに、ドイツ海軍には二三二〇マルクで供給しており、海軍の各年豫算は装甲板を約七五〇二トン要するため、帝國は年々約三〇〇萬マルクまたは艦隊計畫建造期間中に六〇〇〇萬マルクの損害をうける、といふ。「一九〇一・三・七・帝國議會」⁶⁾。まさしくケーアの指摘するように、軍需工業はその「價格決定にさいして近代ヨーロッパ的資本主義的經營の正確な収益性計算から掠奪資本主義 Raubkapitalismus へ轉形しはじめた」のである。⁷⁾ クルップやシントウームの獨占は、海軍のティッセン引

第一表 ドイツの造船高

	汽 船	軍 艦
1898	154,865トン	27,733トン
1899	182,816 "	3,090 "
1900	214,056 "	15,926 "
1901	210,218 "	38,160 "
1902	161,838 "	26,657 "
1903	217,722 "	28,256 "
1904	170,733 "	24,430 "
1905	210,996 "	30,630 "
1906	300,031 "	23,671 "
1907	260,422 "	30,408 "
1908	147,270 "	38,408 "
1909	202,947 "	21,030 "
1910	116,694 "	44,343 "
1911	264,426 "	49,544 "
1912	275,802 "	52,062 "

- I] 汽船のうちには河川用汽船と帆船とは含まれていない。
 II] 1911年以後にはモーター船が含まれていない。
 III] 汽船、軍艦いずれも総トン数を示す。

利用し、ブルカン (Vulkan) シカウ (Schickau) ブローム・ウント・フックス (Blohm & Voß) ゲルマニア (Germania) のほかに、ヴェーザー (Weser) ホーアルト (Howalt) をも大艦建造のために引入れて、競争をさらに激化させようとした。⁶⁾ かくして造船工業の場合には、クルップやシュトゥームの

入れや國營裝甲板製作所設立の競争計畫によつてもうち破られず、それどころか、國家の軍需注文により強力な發展をとげた軍需工業は、逆に國家の軍備の強度をさえ規定しはじめたのだ。^{IV)} さいごに、製艦にあたる造船工業について考察しよう。六〇年代までは鐵鋼業の一副本部門にすぎなかつたドイツ造船工業は、帝國成立後の艦隊創設により軍艦の發注が國內造船所になされるにいたり急速に發達しはじめ、さらに、七九年の保護關稅政策にさいしての造船資材の輸入關稅免除措置や、八五年の汽船補助金法などの國家の保護政策とあいまつて、漸く九〇年にいたりその造船製艦技術は世界的水準に到達しえたのである。⁷⁾ しかしながら、依然として壓倒的優位を占めていたイギリス造船工業の競争の壓迫のもとにおかれており、艦隊政策の登場によりはじめてあたらしい展望をかちえることができた⁸⁾ (第一表参照)。ところで、造船工業には鞏固な獨占は形成されておらず、海軍の發注をめぐり激しい競争が展開されたため、造船所自體の収益性にはきわだつた改良もみられなかつた。むしろ海軍は造船所の競争を

ような法外な獨占利潤について論證しえないとしても、艦隊政策が景氣安定のために果たした役割をのみがすことはつきならぬ。¹⁰⁾

さて、ここで留意すべきことは、垂直的—縱斷的結合の進展である。石炭—鐵鋼業の大混合企業は、石炭・鐵礦・銑鐵・鋼鐵から壓延・機械・器具の生産を垂直的—縱斷的に結合し、さらに造船工業へも進出しようとした。クルップによるゲルマニアの支配や、ドネルスマルク・コンツェルンによるクラフト(Kraft)の支配、あるいはホーヴァルトによる製鋼—壓延企業レンツブルク(Rendsburg)の新設¹¹⁾などがその典型である。この生産過程における結合の展開と並行して、鐵鋼業と造船工業との流通過程における結合も進展していた。壓延企業は、造船資材の受注配分のため九四年に、厚板連合(Grobblech-Verband)とプロニール鋼連合(Profil-Stahlvereinigung)との二つのシンジケートに結集していたが、¹²⁾九五年の造船所との代表者會談では、ドイツ製造船資材をイギリス製造船資材にたいして優先的に造船所が使用する場合には最低價格で供給する用意あり、と申し出ている。また九八年にはこのシンジケートやドイツ鐵鋼協會(Verein Deutscher Eisen u. Stahlindustrieller)の壓力により、造船資材の造船所までの輸送のためにプロイセン鐵道の例外賃率が實現しており、¹³⁾さらに二大獨占的商船會社ノイド(Norddeutscher Lloyd)とハンバーグ(Hamburg-Amerika-Linie)とは厚板連合とドイツ製造船資材をいちじるしく優遇する協定をとりきめている。¹⁴⁾かくして、石炭—鐵鋼業と造船工業との結合は、生産過程においても流通過程においてもますます強化せられ、大混合鐵企業の獨占的支配が確立されていつたのである。この鐵鋼獨占資本こそが艦隊政策を最も強力におしすすめる原動力となつたのであり、艦隊政策の「ブルジョアの工業的運動」としての性格規定も、¹⁵⁾なによりもまずこの意味に理解されなければならぬ。

- (1) E. Kehr, *ibid.* SS. 214~5. 拙稿「ドイツの獨占資本とドイツの大銀行」經濟論叢第七十一卷第一號、頁九二參照。
- (2) E. Kehr, *ibid.* SS. 215~8.
- (3) E. Kehr, *ibid.* S. 221.
- (4) Schultess, *ibid.* 1901. S. 54.
- (5) E. Kehr, *ibid.* S. 220.
- (6) Vgl. Paul Neubaur, Der Norddeutsche Lloyd. 50 Jahre der Entwicklung. 1857-1907. Bd. II. SS. 383~91.
- (7) Vgl. J. Schwarz u. E. v. Halle, Die Schiffbauindustrie in Deutschland und im Auslande. Zweiter Teil. 1902. S. 17.
- (8) Walter Harth, Der deutsche Schiffbau und seine Zukunft. Deutschlands wirtschaftliche Zukunft. Heft 1. 1921. SS. 37~8. 又「一九八年と一九九年の造船高の統計は」 Schwarz u. E. v. Halle, *ibid.* SS. 40~1. 243°.
- (9) E. Kehr, *ibid.* SS. 225~7.
- (10) Vgl. G. W. F. Hallgarten, *ibid.* Bd. I. SS. 430~4. n. Bd. II. SS. 62~3, SS. 100~2.
- (11) W. Harth, *ibid.* SS. 20~1.
- (12) Rudolf Martin, Die Eisenindustrie in ihrem Kampf um den Absatzmarkt. 1904. S. 69.
- (13) R. Martin, *ibid.* S. 69.
- (14) W. Harth, *ibid.* S. 16.
- (15) P. Neubaur, *ibid.* Bd. II. SS. 386~7.
- (16) G. W. F. Hallgarten, *ibid.* Bd. I. S. 384.

三 艦隊政策と諸階級

第一次艦隊法は九八年三月二八日に、また第二次艦隊法は一九〇〇年六月一二日に成立した。ここに基本線定められた艦隊政策にたいして諸階級はいかなる對應のしかたを示したか。これを政黨の立場の分析を媒介として明らかにしよう。

(I) 保守主義 鐵鋼獨占資本を原動力とする艦隊政策は、農業恐慌と結びついてはじめて全帝國をゆり動かす階級闘争のさ中におかれた。穀物價格の下落・抵當負債の増大や勞働力の缺乏により絶望的狀態にあつたエンカー

階級の利益は保守黨と農業者同盟(Bund der Landwirte)により代表された。工業の利益をおしすすめる艦隊政策は、保守黨にとつては、エンカー階級の經濟的利益を阻害するだけではなく、その政治的地位にも脅威をあたえる企圖としてうけとられた。ここに二つの道があつた。艦隊政策をすすんで承認しドイツ軍國主義に忠誠を誓つてその政治的地位を確保するか、それとも、艦隊政策をあくまで拒否し政治的生命を失つてもその經濟的利益を固執するか、であつた。保守黨は、中央黨の「牧師支配制」(Kaplanokratie)を媒介にして、この二つの道を結合させることに成功した。艦隊政策の容認の相殺としての農業關稅引上げの確保の線がこれである。かくして、保守黨は「結集政策」へ合流する。これにたいして、農業者同盟はむしろ艦隊政策の挫折を希望し、保守黨議員にたいして政治的考量や個人的顧慮を一切すて、純粹に經濟的利益を追求する政策をとるよつに呼びかけた。農業者同盟の主導者ヴァンゲンハイム(v. Wangenheim)は、艦隊建設の費用負擔を拒否し、レーシッケ(G. Raschke)もまた穀物輸入を確保する使命をもつといわれている艦隊に賛成する農業者は、まるで自殺用のメスを研ぐようなものと主張したのである。

大土地所有者と大工業家との癒着を特質とする帝國黨—自由保守黨は、國民自由黨とともに「結集政策」を主導した。オーベル・シュレージェシの大土地所有者から七〇年代以降に鐵鋼業へも進出したカールドルフ(W. v. Kardorff)は農業翼多數派を主導し、ザールの鐵鋼王シュトゥームが工業翼少數派を主導して、帝國黨のうちにも二つの翼の對立がみとめられた。しかしながら、農工同盟により労働者階級にたいする防波堤を構築する「結集政策」にたいしては兩翼の利害は癒着し、つねに主導的役割を演じている。「結集政策」の基本線は帝國黨のうちに集中的に表現されているとつてもよさう。

(1) 農業者同盟は廣汎な中—小農を大衆的基盤としているが、

その主導層にはランカーが壓倒的比重を占めており、

ハノーファーの「風力集團」をその中心としており、

Rebecca Threlk, *German Agrarian Politics After Bismarck's* Fall, 1961. pp. 178~83)*

(2) Vgl. E. Kehr, *ibid.* S. 319.

(3) 拙稿「ドイツ帝國主義と經濟政策」前掲、頁四〇參照。

(4) E. Kehr, *ibid.* SS. 199~200.

(5) E. Kehr, *ibid.* S. 288.

(6) cfr. S. R. Threlk, *ibid.* pp. 61~2, p. 153, p. 190, pp. 2

16~7.

(7) Vgl. Schuthess, *ibid.* 1899. S. 130.

〔II〕自由主義 艦隊政策を最も強力におしすすめた國民自由黨にも二つの翼がみとめられた。ビュック (H. A. Bueck) やミニェル (J. v. Miquel) の主導する國民自由黨右翼は、帝國主義的對外政策と反動的對内政策とを結合させる「結集政策」の積材であり、鐵鋼獨占資本をはじめハムブルクのヴェールマン (Wormann) などの大商業資本にも支持されていた。これにたいして、バッセマン (E. Bassermann) やシュトローゼン (G. Strösemann) の主導する國民自由黨左翼は、ザクセンの織維工業や、バイエルンやラインのカトリック地域で反カトリック的立場をとり中央黨との妥協を排斥する青年自由主義 (Jungliberalismus) の運動を中核としており、さらに加工工業や輸出に關係する一部の銀行・個人金融業者のうち同盟軍を有していた。いずれもライン—ヴェストファーレンの獨占資本のカルテル政策に敵對しており、艦隊政策から直接的な經濟的利益を抽出しないとしても、海外の市場や原料の確保を死活條件とし、右翼と同様に艦隊政策を無條件に支持した。左翼は、ただ革命法案 (Unsturzvorlage) やプロイセン三級選舉制などの反動的內政に批判的であり、自由思想連合に接近した立場をとつていた。

リッケルト (H. Rickert) の主導する自由思想連合は、バルト海沿岸諸都市やハンザ諸都市の大商業・個人金融業者・輸出工業・官僚や自由職業業者や金利生活者などの小ブルジョアを構成要因としていた。²⁾ その基本線は、對内

的にはニンカー階級に反對し自由主義的内政を要求すると同時に、對外的には艦隊政策を支持し帝國主義をおしすすめる點にあり、この立場は、經濟界では電機工業の獨占體アー・エー・ゲー・のラーテナウ (E. Raikeman) やドイツ銀行のシーメンス (G. v. Siemens) 學界ではヴェーバー (M. Weber) シェルトフ・ゲヴァーニッツ (G. v. Schulze-Gaevernitz) ヤギムゼン (Th. Mommsen) 等の影響力ある人物により支持されていた。³⁾ たとえば、ラーテナウは、強力な艦隊はドイツの政治的地位のみでなく世界市場における地位をもたかめると主張して、艦隊政策を支持したが、一九〇〇一年の恐慌打開策としては艦隊建設よりも電機工業の世界市場への進出をもとめ、そのため、一面では外國市場を開放する通商條約をわけても必要とし、その實現を妨げる農業保護關稅に反對すると同時に、他面では生産→流通過程の徹底的な合理化が緊要と考へたのである。⁴⁾ 自由主義的對内政策と帝國主義的對外政策との結合、いわゆる「自由主義的帝國主義」⁵⁾ が自由思想連合の立場であつた。

自由主義政黨のうちで艦隊政策はもとより「結集政策」に全面的に反對したのは、自由思想人民黨であつた。リヒター (E. Richter) の主導するこの政黨は小ブルジョアや家内労働者の政黨であり、都市の金利生活者や小役人・小農民・手工業の家内労働者・鐵加工業の労働者・椀皮工・製本屋・鞍工・靴工・皮革工たちから構成されていた。⁶⁾ リヒターは、艦隊法案は帝國議會から豫算權を剝奪する前代未聞の企圖だ、と痛撃し⁷⁾、とりわけ、君主政體と結びついた非合理的絶對主義による艦隊建設に反對しカイザーの個人的意志の介入を非難した。⁸⁾ しかしながら、「結集政策」を拒否する自由思想人民黨も、ドイツ資本主義の帝國主義段階にあらわれた症狀にたいしてのみ闘争し、その基底にある體制そのものの變革を問題としなかつた。

(1) G. W. F. Halgarten, *ibid.* Bd. I. Ss. 490~5.

(2) G. W. F. Halgarten, *ibid.* Bd. I. S. 185.

- (3) E. Kehr, *ibid.* S. 306.
 (4) E. Kehr, *ibid.* S. 212.
 (5) Vgl. E. Kehr, *ibid.* SS. 305~10.
 (6) G. W. F. Hallgarten, *ibid.* Bd. I. S. 186.
 (7) Schulhaus, *ibid.* 1897. SS. 146~7.
 (8) Schulhaus, *ibid.* 1899. S. 180.

〔Ⅱ〕 社會主義 艦隊政策と最も強力に闘争した社會民主黨のうちにも、「修正主義」(Revisionismus)の登場にともなひ、二つの翼がみられる。すでに九七年三月の「新時代」^{「イェーノウエー」}においてメーリングは、「際涯なき艦隊計畫」(Die „uferlosen Flottenpläne“)の登場に警告を發してゐる。——資本主義が上昇期にあり、勞資の對立が大工業の世界政策により隠蔽される時代は、とつくにすぎ去つた。いま、資本主義は下降期にあり、大工業はもはや空間的擴張により救われえない。大工業は廣大な植民地を有するイギリスやフランスにおいてさえドイツにおけると同様、終焉に瀕している。ドイツがヨリ豊かな國民へ飛躍しようとするならば、そのためにはただ一つの道、社會革命の道があるだけだ。政府の艦隊計畫と世界政策の背後にある大工業の階級利益にたいして、假借のないきびしさでプロレタリアートの階級利益がさしむけられなければならない。と。艦隊計畫により開始される世界政策のうち、没落しつつある資本主義社會の死相をみとめてゐる。このメーリングの見解はマルクス主義多數派の線を代表してゐるが、これにたいして修正主義少數派の線が一つの翼を形成しはじめていた。農民問題をめぐる戰術的對立から生じた修正主義は、九〇年代はじめには中小農の支配的な南ドイツにみられた局地的現象であつたが、徐々に全ドイツ的に波及し、マルクス主義の基本線にたいする修正をも企圖しはじめたのである。³⁾

さて、當面の軍國主義と闘争する社會民主黨の基本線は、常備軍制度にかわる全國民の武装を基礎とする民兵制度の主張にあつた。エンゲルスは「ヨーロッパは軍備を撤廢しうるか」(一八九三・三「前進」所載)においてこの傳

統的な立場を再確認し、その當時の政治情勢のもとでも常備軍制度から民兵制度への轉化が可能であることを明らかにしていた。⁴⁾ しかしながら、エンゲルスの死後まもない九六年の黨大會においてすでに、シッペル(M. Schippel)は、この基本線の實現の可能性に疑念を表明し、「……戦争を妨げることができない場合、われわれの兵士たちに劣悪な小銃や劣悪な大砲をあたえることはできない(哄笑と同意)……」と主張している。⁵⁾ ハイネ(W. Heine)もまた、内政的自由が擴張されるならば國民防衛のために必要な軍事支出を承認すへきた、と主張し「九八年黨大會」ついに、「……われわれは明らかに常備軍やすべての社會的諸關連一般における内的改造に、われわれの希望を主としておかなければならない」との九九年の「新時代」^{ノイェンツァイト}におけるシッペルの所論にいたつて、明白な修正主義の線がうちだされた。さらに、軍國主義一般の問題のみでなく、艦隊政策が世界政策との關連において問題とされた場合にも、黨内にきわだつた見解の對立を生じた。一九〇〇年、北清事變のさ中、修正主義の機關誌「社會主義月報」においてベルンシュタイン(H. Bernstein)は、未開發地域の民族が埋藏資源を利用する技術をもたない場合、その民族の資源獨占は不當であり、ヨリ高度の文化はつねにヨリ低度の文化よりも大きな要求權をもつており、場合によつてはヨリ低度の文化を隷屬させる歴史的權利な義務をささもつてゐる、と主張し、さらに「……植民政策にたいして純粹に否定的に對立することは、今日事實上さげえられない發展に反對することを意味する。……原理的には、植民地排外主義に對する十字軍を説教する人々に、私は完全に同意する。しかしながら、その場合、他の文化諸民族となら必然的な衝突をもたらさない自國民の經濟サークルの植民地擴張を求めると、文化世界の先進諸國民のいづれかにたいして矛先をむける植民政策との間に、區別をしない限り、この十字軍は不毛におわる、という意見である。ただ後者にたいしてのみ根本的に鬭争する必要がある、⁷⁾ という。か

くして、ベルンシュタインは、對外的に、帝國主義國の植民地侵略を容認し、ただ帝國主義國相互の鬭争を拒否し、この意味で艦隊政策に反對すると同時に、對内的に、ブローセンにより帝國へもちこまれた半絶對主義制の打倒と民主主義の獲得が社會民主黨の最も合目的課題だ、と主張する。さらに、ローター(E. Röcher)は同誌で、ドイツの勞働者階級の運命は資本家階級の運命と最も密接に結びついており、勞働者階級は武力をもつてすら外國貿易や輸出工業の繁榮を確保するさし迫つた利益をもつてゐるゆゑ、ドイツが完全な軍備をそなへ通商戰に缺きえない強力な艦隊を所有することは、ドイツの勞働者階級にとつても最も重要なことだ、とさえ主張した。⁹⁾このような修正主義の立論にたいして激しい批判が加えられたことはいうまでもない。一九〇〇年の黨大會において、「世界政策に反對する鬭争の核心は、われわれにとつて絶對主義である、」とのシューランク(B. Schönlank)の發言にあらわされる修正主義の線にたいして、レーデブル(G. Ledebour)は、核心はむしろヨーロッパやアメリカの資本主義を地の果てまでかりたてる掠奪政策にむかつての國々の資本主義が沸きたつてゐることにあり、「われわれは資本主義最後の段階における世界的現象を問題にしてゐるのであり、これは各國の發展段階に應じてあれやこれやの形態をとるが、本質的にはいたるところ同様である、」と主張し、帝國主義にたいする社會民主主義者の國際的共同鬭争の必要を力説してゐる。かくして、社會民主黨議員はすべて艦隊法案に反對投票してゐるとしても、艦隊政策をめぐる黨内にマルクス主義多數派と修正主義少數派との二つの翼の對立を明白にみとめうる。

- (1) Franz Mehring, *Weirpolitik. Die Neue Zeit*. Bd. 15/1. 1897. SS. 801~4. nationale Machtpolitik bis 1914. 1920. SS. 82~8.
- (2) Erwin Dörzbacher, *Die deutsche Sozialdemokratie und die deutschen marxistischen Theorien* (1890-1914). 1936. SS.

第二表 ドイツ帝國議會の政黨構成

	1893. 6	1893. 6
保守黨	72(1038)	56(859)
帝國黨	28(438)	23(344)
反セム黨	16(264)	13(284)
農業者同盟		11(251)
バイエルン農民同盟	4(66)	
國民自由黨	58(997)	46(971)
自由思想連合黨	13(925)	12(754)
自由思想人民黨	24	29
ドイツ人民黨	11(167)	8(109)
中央黨	96(1469)	102(1455)
ヴェルフ黨	7(102)	9(105)
ポラント黨	19(254)	14(260)
デンマーク黨	1	1
エルザス黨	8(115)	10(107)
社會民主黨	44(1787)	56(2107)
その他	1(59)	7(107)
總計	397(7674)	397(7753)
投票率(%)	(72)	(68)

註 I] 左側の數字は議員數, 右側の () 内の數字は最初の投票における投票數(單位1,000)を示す。 II] 當選後の議員の變動は考慮されない。

帝國黨や國民自由黨と、社會民主黨をはじめ自由思想人民黨やドイツ人民黨とを兩極とする鬭争のさ中に、一切の切札は中央黨の掌中にあたえられ、艦隊法案の否決かそれとも帝國議會の解散かの二つの道が生じたのである(「第二表参照」)。連邦分立主義的立場から中央黨を支持していたヴェルフ黨やエルザス黨は

一二月から翌九八年三月にかけて帝國議會での審議が行われた。「結集政策」により農工同盟を再編しようとする

- IV) 中央黨の「牧師支配制」九七年一月二七日、ドイツの膠州灣占領のさ中、第一次艦隊法案が公開せられ、
- (5) E. Dörzbacher, *Ibid.* S. 48.
- (6) E. Dörzbacher, *Ibid.* SS. 49~50.
- (7) E. Dörzbacher, *SS.* 115~8.
- (8) E. Dörzbacher, *Ibid.* SS. 133~4.
- (9) Protokoll über die Verhandlungen des Partetages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. 1900. *SS.* 166~7.
- ドイツ帝國主義と「結集政策」
I~30.
エンゲルス「ヨーロッパは軍備を撤廢しようぞ」マルクス
スーエンゲルス選集邦譯、第十七卷上、頁一〇~四三
參照。
- 第七十五卷 二八八 第四號 八八

艦隊政策反對派に投じ、ポーランド黨もまた植民法によるポーランド人抑壓にたいする反抗から艦隊政策に反對の立場を表明していた。²⁾ それどころか中央黨みずから分裂の危機に直面した。中央黨の背骨はラインヤオーベル・シュレージエンのカトリックの大工業家や大土地所有者であり、その肉體は西ノ南ドイツの中ノ小農の大軍・手工業者・ラインヤオーベル・シュレージエンのカトリックの工業勞働者であつた。³⁾ 中央黨が大政黨へ發展するにともない、その本來の連邦分立主義的性格は徐々にうすれ中央集權主義的性格を濃してきた。そのため、艦隊法案をめくり黨内の對立を生じ、連邦分立主義的反プロイセンの性格の最も強い南ドイツの中央黨バイエルン翼が黨内の艦隊政策反對派を主導したのである。「バイエルン人は何のために北ドイツ人のみが利得をえる艦隊に賛成の立場をとらなければならぬのか? 何のためにバイエルン人はプロイセン人のために艦隊を建設しなければならぬのか? 封鎖のためか? バイエルンは農耕國だ、飢えを怖れる必要はない、」と。⁴⁾ これにたいして、リーバー(E. Lieber)の主導する中央黨主流派は、帝國議會に「牧師支配制」を確立するため、艦隊政策容認に志向すると同時にその相殺條件として、法律による艦隊組織の確定・帝國議會の豫算協賛權による支出の拘束・艦隊費用調達にともなう反社會的課税をしない保證、を要求し、⁵⁾ 反對派の意を迎えようとした。リーバーの戦術により中央黨議員の約三分の一を占めるバイエルン翼は孤立して、その他の過半数はリーバーの線を支持したため、第一次艦隊法案を支持する帝國議會多數派が形成された。第一次艦隊法は九八年三月二八日の第三讀會で成立した。

その直後四月三〇日に、クルップはドイツ艦隊協會(Deutscher Flottenverein)を創立して、ドイツ植民協會(Deutsche Kolonialgesellschaft)や汎ドイツ連盟などの壓力集團とともに、鐵鋼獨占資本の景氣安定化政策の一環をなすにいたつた第二次艦隊法のために一大プロパガンダを展開しはじめた。さらに、クルップのベルリン新報

(Berliner Neueste Nachrichten) やシエトチームのポスト (Post) も、これらの壓力集團とともに、鐵鋼獨占資本のために「中間層」をはじめ廣汎な大衆のうちには艦隊政策の社會的基礎をかちえるための煽動手段となつた。とりわけ、九九年一〇月一八日のカイザーの「さし追つて必要なのは強力なドイツ艦隊である」とあの有名な演吉のひきつづいて、二八日の北ドイツ一般新聞 (Norddeutsche Allgemeine Zeitung) に第二次艦隊法案の要綱が公開されるにいたり、壓力集團のプロバガンダは最高潮に達した。たとえば、ドイツ植民協會だけでも一九〇〇年六月に法案が可決されるまでの八ヶ月間に、二五萬部のパンフレットと七〇〇萬枚のビラを配布しており、ドイツ艦隊協會はすべての大都市で講演會を開催し、艦隊講演自由連合 (Freie Vereinigung für Flottenvorträge) がその先頭にたつた。⁶⁾ ベルリン大學のシュモラト・ゼーリング・ワグナーらが主導して十一月一三日にこの連合を結成し、ラムブレヒト (K. Lamprecht) エーレンベルク (R. Ehrenberg) ハン (E. v. Halle) らの教授連とともに艦隊増強のために講演や論説で訴えたのである。⁷⁾ デラゴア灣のドイツ船拿捕事件やサモア問題による獨英關係の緊迫のさ中、帝國議會へ法案が提出され (一八九九・二・一二)、國民自由黨・帝國黨と社會民主黨とを兩極とする鬭争の過程で、決定票は中央黨と保守黨の掌中にあたえられた (第二表参照)。中央黨はみずからの分裂をさげその「牧師支配制」を維持するためには農業者の要求をうけ入れなければならない。あたかも、病中のリーダーにかわりバイエルンのシェードラー (Schädlar) の主導のもとにあつた中央黨は、農業保護關稅引上げと相殺に艦隊建設を承認し、保守黨との連繫をも確保して、そのキリスト教的文化政策をおしすすめるための地盤を固めようとした。¹⁰⁾ 他面、農業者同盟の總會 (一九〇〇・二・一二) ではむしろ艦隊政策の挫折を希望する線が支配的であつたが、保守黨議員團は艦隊法案承認に傾いていた。保守黨にとつては、ただ中央黨の線をサポートしさえすれば、農業保護關稅引上げの見通

しは確實であつたのだ。保守黨は政府に新關稅率にかんする聲明を要請する。かくして、四月二七日に艦隊法案にたいする中央黨提案が豫算委員會で採擇された直後、五月一日に大藏書記官ティールマン (v. Thielen) はこの要請にこたえた、「連邦政府は、準備中の關稅率の形成にさいして、また、新通商條約の締結にさいして、ドイツ農産物の生産物の保護にかんしてその利益を強力に擁護することを決心している」と。モムゼンのいう「エンカー制と牧師支配制との利益同盟」は、ティルピッツ (A. v. Tirpitz) の主導する艦隊政策を實現するための内政的基盤をあたえたのである。第二次艦隊法は一九〇〇年六月一二日の帝國議會第三讀會で成立した。¹³⁾

ケーアはいう、「ドイツ・カイザー帝國の悲劇性は、その一九一四年の内政的—外交的狀態を規定した諸決斷が一八九七年から一九〇二年にいたる數年の間に壓縮せられており、同時代人がこの恐ろしい危機の究極の意義を意識していなかつたことにある」と。¹⁴⁾ ケーアは、大戰前の内政を理解するためには、ビスマルクのカルテル政策やビニーローのブロック政策よりも、「結集政策」を把握することが決定的に重要であることを強調し、すべての政策は一個同一の「結集政策」に收斂し、關稅法はその經濟政策的側面を、懲役法案はその社會政策的側面を、第二次艦隊法はその權力政策的側面を、また反英政策と反露政策との結合はその外交政策的側面を、あらわしている、と主張する。¹⁵⁾ しかしながら、農工同盟の再編により労働者階級にたいする防波堤をきずきあげようとするこの「結集政策」も、獨占資本とエンカーとの拮抗の妥協的解消形態であり、それ自體に脆弱性をはらんでいたが、しかもさらに、中央黨のボナパルト的な「牧師支配制」の媒介によりはじめて成立しえたため、中央黨の動向によりつねに解體の危機にさらされていた。

(1) 村瀨興雄「ドイツ現代史」頁三三四—五參照。

(2) Schullness, *Ibid.* 1900, S. 29.

- (8) Vgl. Arthur Rosenberg, Die Entstehung der deutschen Republik, 1871-1918, 1928, SS. 19~20. マンツヘルム「歴史に於ける強力の役割」マンツヘルム・ミンゲルヌス總集邦語、第十六卷不頁四四一~四五參照。
- (9) E. Kehr, *ibid.* S. 132.
- (10) Vgl. E. Kehr, *ibid.* SS. 152~62.
- (11) Schultness, *ibid.* 1899, S. 151.
- (12) E. Kehr, *ibid.* S. 99.
- (13) Schultness, *ibid.* 1899, S. 138.
- (14) Vgl. Handels- und Machtpolitik. Reden und Aufsätze im Auftrage der „Freien Vereinigung für Flottenvorträge“ herausgegeben von Gustav Schmoller. Max Seering, Adolph Wagner, 1900.
- (15) E. Kehr, *ibid.* S. 196.
- (16) E. Kehr, *ibid.* S. 203.
- (17) E. Kehr, *ibid.* S. 205.
- (18) Schultness, *ibid.* 1900, SS. 30~2, n. SS. 87~91. 第二次艦隊法案の戦艦艦隊にかんする第一條は、六月七日の第二讀會で、賛一五三票對否七九票により可決されたが、そのさい、反對投票した政黨は、社會民主黨、自由思想人民黨・ドイツ人民黨・ヘルザス黨・バイエルン農民同盟および孤立した極少數の中央黨のバイエルンとオーレン・シュテンローゲン出身の議員であり、ポラント黨とヴェルフ黨とは大多數が棄權した。
- (19) E. Kehr, *ibid.* S. 207.
- (20) Vgl. E. Kehr, *ibid.* SS. 284~6.
- (21) E. Kehr, Engelshaus und Weltpolitik. Eine Studie über die innenpolitischen und sozialen Grundlagen der deutschen Aussenpolitik um die Jahrhundertwende. Zeitschrift für Politik. Bd. 17, 1928, S. 526.

* 本稿は文部省科學研究費による研究の報告書の一部である。